

財務省告示第二百七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十八年四月二十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日  
財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（三十年）（第二十  
二回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項、平成十  
八年度における財政運営のため  
の公債の発行の特例等に関する  
法律（平成十八年法律第十一号）  
第二条第一項及び財政融資資  
金特別会計法（昭和二十六年法律  
第一百一号）第十一条第一項並び  
に国債整理基金特別会計法（明  
治三十九年法律第六号）第五条  
第一項

三 振替法の適  
用等  
成十三年法律第七十五号。以下  
「振替法」という。この規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別

五

募入決定の  
方法

イ

競争入札発

口

特別参加場

者・第

非価格競

競争入札発

六

イ

競争入札発

競争入札発

参加者ごとに応募限度額を定め  
るも、特別参加者（以下「競  
市入札発」という。）非価格競  
争入札発

各申込みのうちの応募額を順次割  
り当てる。その応募額を順次割  
り当てる。各  
国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

うち、財政法第四十九条の規

定に基づき発行した利付債に

ついては、五、八、十、十五、

二十、二十五、三十、三十五、

四十、四十五、五十、五十五、

六十、六十五、七十、七十五、

八十、八十五、九十、九十五、

百、百五十、二百、二百五十、

三百、三百五十、四百、四百

五十、五百、五百五十、六百、

六百五十、七百、七百五十、

八百、八百五十、九百、九百

五十、千、千五十、千五百、

千五百五十、二千、二千五百、

二千五百五十、三千、三千

五百、三千五百、四千、四千

五百、四千五百、五千、五千

五百、六千、六千五百、七千、

七千五百、八千、八千五百、

九千、九千五百、一億、一億

特別会計法第五十一条の規定

に基き発行した利付債に

ついては、五、八、十、十五、

二十、二十五、三十、三十五、

四十、四十五、五十、五十五、

六十、六十五、七十、七十五、

八十、八十五、九十、九十五、

十 十		十 十	九 八		七		口		イ		口							
三 二		一	振 額 最		利 回 達		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発							
の 経 利		発 行 行	替 単 位		低 額 面 金		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発							
払 過 利		価 格 日	替 単 位		低 額 面 金		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発							
み 子 率		格 日	替 単 位		低 額 面 金		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発		行 争 入 札 発							
式は、募入五パーセント		三銭	平成十八年四月二十五日	す。の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿	五万円	円	三百七十三億八千七百五十三万	円	四千九百四億五千三百七十四万	三百八十一億	利付国債に基き発行した利付国債に	第一項の規定に基き発行した	国債整理基金特別会計法第五条	十六億七千万円	いては、額面金額で二千七百五	に基き発行した利付国債につ
(-)		年二	三	額面金額百円につき九十八円十	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿	五万円	円	三百七十三億八千七百五十三万	円	四千九百四億五千三百七十四万	三百八十一億	利付国債に基き発行した利付国債に	第一項の規定に基き発行した	国債整理基金特別会計法第五条	十六億七千万円	いては、額面金額で二千七百五	に基き発行した利付国債につ

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{36}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

#### 十四 初期利子

#### 十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におい

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 利 て  
成 務 本 面 成 子 、  
十 大 銀 金 四 支 そ  
八 臣 行 額 十 払 の  
年 か 百 八 年 払 日  
四 通 円 年 三 三 以  
月 知 につ 月 月 前  
二 受 百 二 二 六  
十 け 円 十 十 月  
五 け 円 日 日 間  
日 者 百 日 日 に  
属  
す  
る